

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のふるさと納税高額返礼品開発等に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した観光関連事業者の事業継続や雇用維持を促進し、観光産業の振興に寄与することを目的とし、その交付に関しては御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと納税高額返礼品」とは、市内での観光コンテンツや体験プログラムを始めとする観光に資する商品であって、本市の魅力の発信に資するものとして市長が認めるものをいう。ただし、総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準（平成31年総務省告示第179号。第5条各号のいずれかの要件に該当する事業）を満たし、かつ、販売額45万円以上のものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、本市に本社若しくは営業所等を有する事業者又はそれらで構成されるグループであり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うふるさと納税高額返礼品の開発等に係る事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 販売額45万円以上のふるさと納税返礼品を新たに開発する事業（既存の商品又はサービスの改良を含む。）
- (2) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とし、人件費、食糧費及び市長が補助対象経費とすることが適当でないとするものについては、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の10分の10以内の額とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1事業所につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年6月20日までに御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その添付を省略することができる。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発事業庁内審査会において適正に審査し、適当と認めるときは、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により令和4年6月30日までに当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容について変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次に定めるところによるものとする。

(1) 第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けること。

ア 変更事業計画書（様式第2号）

イ 変更収支予算書（様式第3号）

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けること。

2 前項の規定による承認については、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第7号）又は御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、令和4年8月31日までに、御殿場市ふるさと納税高額返礼品

開発支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助金により開発した返礼品の商品名、詳細、写真、金額等がわかる資料
- (4) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し（領収書、請求書、納品書、振込依頼書、契約書等の写し）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により請求をした交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の決定を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額 補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「補助金控除税額等」という。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において補助金控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績の報告における補助金控除税額等の減額 実績報告書を提出するに当たり、補助金控除税額等が明らかになった場合は、その金額を補助金額から減額して報告すること。

(3) 補助金控除税額等の確定に伴う補助金の返還 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告等により補助金控除税額等が確定した場合は、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）により速やかに市長に報告するとともに、その金額が前2号の規定により減じた額を上回る場合は、その差額を市に返還しなければならないこと。

（財産処分の制限）

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の保管）

第16条 交付決定者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、前項の期間は必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

（調査）

第17条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に第8条の規定による交付の決定を受けた者については、この告示の廃止後も、

なお効力を有する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の内容
謝礼	専門家等から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品	商品の容器若しくは包装材の購入又は事業に必要な少額の物品の購入に要する経費
印刷費	パッケージ、包装紙、試作品等の印刷に要する経費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料等
原材料費	新商品開発のための製作に使用する原材料に要する経費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

様式第 1 号（第 7 条関係）

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者 名

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業を実施したいので、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業所名

2 交付申請額 円

2 個人情報の取扱いに関する同意欄

補助の対象者であることを誓約し、補助要件の確認のため、市が公募を確認することに同意します。

補助対象者氏名（自署）

印

3 添付資料

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業内容			
2 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
3 補助事業の 総事業費	円	補助対象経費	円
		交付申請額	円

様式第3号（第7条、第9条、第10条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定しましたので、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

様式第5号（第9条関係）

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

所 在 地
申請者 名 称
代 表 者 名

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第9条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付資料

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

様式第 6 号（第 9 条関係）

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

所 在 地
申請者 名 称
代 表 者 名

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業の計画を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項第 2 号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業変更承認申請について、次のとおり承認（不承認）したので、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

承認（不承認）した内容

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業中止（廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業中止（廃止）承認申請について、次のとおり承認（不承認）したので、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

承認（不承認）した内容

様式第9号（第10条関係）

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業実績報告書

年 月 日

御殿場市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者 名

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業が完了したので、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

実績報告額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円
(千円未満切り捨て)

添付資料

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助金により開発した返礼品の商品名、詳細、写真、金額等がわかる資料
- (4) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し（領収書、請求書、納品書、振込依頼書契約書の写し等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金について、次のとおり補助金の額が確定したので、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

交付確定額 円

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者 名 印

年 月 日付け第 号により補助金の交付の確定を受けた御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業の補助金として、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

備考 請求者と口座名義人は同一とする。

様式第12号（第14条関係）

御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

御殿場市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者 名

年 月 日付け 第 号 により補助金の交付の決定を受けた御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額等が、下記のとおり確定したので、御殿場市ふるさと納税高額返礼品開発支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、報告します。

記

項目	金額	備考
1 補助金の交付確定額 (年 月 日 第 号)	(円)	(補助事業区分)
2 補助金の交付申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等		
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等		
4 補助金の額から減額すべき消費税仕入控除税額等		3の額から2の額を差し引いた額

(注) 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料等）を添付すること。